

自動車排出ガス総合対策を巡る最近の動向

○平成 23 年 3 月 25 日

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」の変更の閣議決定等について

○平成 23 年 5 月 12 日

「東日本大震災に伴う自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置」に関する省令の公布

○平成 23 年 9 月 29 日

「東日本大震災に伴う自動車NO<sub>x</sub>・PM法の特例措置」に関する省令の一部改正

## 報道発表資料

平成23年3月25日

**「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更の閣議決定等について(お知らせ)**

中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会が、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく総量削減基本方針の見直しに関する中間報告を平成23年1月に取りまとめたことを受け、同基本方針の変更とこれに伴う同法施行令の一部を改正する政令が、本日閣議決定されました。

また、あわせて同法施行規則の一部を改正する省令を制定します。

## 1. 背景・経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。)第6条及び第8条の規定に基づき定められた総量削減基本方針は、平成22年度までを目標としていました。

この総量削減基本方針の見直し等を行うため、環境大臣から中央環境審議会に対し平成22年7月26日に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」が諮問され、自動車排出ガス総合対策小委員会(委員長:大聖泰弘 早稲田大学大学院教授)において検討を開始し、平成23年1月に、総量削減基本方針の見直しについて、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(中間報告)」を取りまとめました。

当該中間報告を受け、総量削減基本方針の変更とこれに伴う自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令が本日閣議決定されました。また、あわせて同法施行規則の一部を改正する省令を制定します。

## 2. 総量削減基本方針の変更の概要

## (1)総量の削減に関する目標について

- 平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

## (2)局地汚染対策の推進について

- エコドライブの実施、高度道路交通システム(ITS)の活用を含む総合的な対策を関係者の連携の下で進める。
- 重点対策地区は地域の状況や特性に応じた合理的な範囲を指定する。

## (3)その他

- ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。
- 国及び地方公共団体等は、調達した物品等を輸送する際に低公害車の使用等に努める。
- 広報活動等を通じた国民の理解の促進、ITSの活用等による効果的な情報の発信の研究を行う。
- 国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。

3. 自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令の概要

総量削減基本方針に定める目標を変更することに伴い、都道府県知事が、総量削減計画における削減目標量及び計画の達成の期間を定めるにあたり、平成33年3月まで

に二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるよう定めるものとする。

#### 4. 自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行規則の一部を改正する省令の概要

総量削減基本方針に定める目標を変更することに伴い、都道府県知事が、削減目標量を算定するにあたり、二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するよう、算定するものとする。

### 添付資料

---

- [総量削減基本方針\[PDF 302KB\]](#)
- [総量削減基本方針新旧対照表\[PDF 376KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令要綱\[PDF 47KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令条文・理由\[PDF 50KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令新旧対照表\[PDF 78KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令の一部を改正する政令参照条文\[PDF 94KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行規則の一部を改正する省令条文\[PDF 48KB\]](#)
- [自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表\[PDF 85KB\]](#)

### 連絡先

---

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8302

課長：山本 昌宏(内線6520)

課長補佐：岡本 努(内線6515)

主査：有井 大介(内線6563)

担当：安陪 達哉(内線6522)

## 報道発表資料

平成23年5月12日

**「東日本大震災に伴う自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置」に関する省令の公布及びパブリックコメントの結果について(お知らせ)**

東日本大震災により、全国的に自動車メーカーにおける車両生産の停滞が生じている状況を踏まえ、バス事業者の運行車両不足等の混乱を回避するための緊急的な措置として、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制の経過措置期間について、特例措置を設ける省令を本日公布、施行しました。

また、平成23年4月22日(金)から4月28日(木)までの間に実施した本件特例措置に対するパブリックコメントの結果についても併せてお知らせします。

## 1. 背景・経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。)により、排出基準を満たさない自動車は対策地域内において登録できない(車検が通らない)仕組みとなっています(いわゆる車種規制)。しかしながら、規制が施行された時点で現に使用されている自動車(いわゆる使用過程車)については、車種に応じた経過措置期間が設けられており、順次買い換え等の対応が行われてきています。

現在、本年3月11日の東日本大震災の影響により、全国的に完成車メーカーでの車両の生産に停滞が生じており、経過措置期間が迫ったバス事業者等が予定していた基準適合車両を購入できず、運行車両の不足等の影響が生じるおそれがあります。このため、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間を延長する特例措置を設けるものです。

## 2. 特例措置概要

一定の条件を満たす対象車両について、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間を、一定期間延長します。(詳細については別添1~2参照)

## (1) 対象車種

自動車NO<sub>x</sub>・PM法車種規制の対象となる全車種

## (2) 対象車両

平成23年3月11日から9月30日まで間に自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間が切れることにより、登録できなくなる同法の対策地域内の自動車

## (3) 特例措置の内容

平成23年4月26日から9月30日までの間に対象車両が初めて継続検査等を受ける場合に、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長する(これにより、実質的に経過措置が1年(一部車種は2年)延長されることとなる。)

## 3. 施行期日

平成23年5月12日

## 4. パブリックコメントの結果

## (1) パブリックコメントの募集期間

平成23年4月22日(金)から4月28日(木)

## (2) 意見の提出件数

のべ意見数 2件(意見提出者数 2団体)

(3)意見の概要及び意見に対する考え方について  
別添3のとおり

## 添付資料

---

- [別添1:特例措置概要\[PDF 55KB\]](#)
- [別添2:東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令\(条文\)\[PDF 57KB\]](#)
- [別添3:パブリックコメントの結果について\[PDF 194KB\]](#)

## 連絡先

---

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

代表:03-3581-3351

直通:03-5521-8302

課長:山本 昌宏(内線6520)

課長補佐:出口 まきゆ(内線6521)

担当:有井 大介(内線6563)

## 東日本大震災に伴う自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置について

### (1) 対象車種

- ・普通トラック（いわゆる「1ナンバー車」）
- ・小型トラック（いわゆる「4ナンバー車」）
- ・大型バス（定員30人以上）
- ・マイクロバス（定員11人以上30人未満）
- ・ディーゼル乗用車（定員11人未満）
- ・特種自動車（いわゆる「8ナンバー車」）

### (2) 対象車両

自動車の使用の本拠の位置が自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の対策地域内であって、自動車検査証の有効期間満了日が平成 23 年 3 月 11 日（東日本大震災発生日）から同年 9 月 30 日までに到来し、かつ、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の特定期日<sup>\*</sup>が当該満了日以前である自動車

※特定期日とは、初度登録年月日を基準として車両区分毎に規定された期日であり、この期日を経過した自動車は、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しなければ自動車検査証の有効期間が更新されません。

対 象 車 種	特 定 期 日
普通トラック（いわゆる「1ナンバー車」）	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
小型トラック（いわゆる「4ナンバー車」）	初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日
大型バス（定員30人以上）	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日
マイクロバス（定員11人以上30人未満）	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
ディーゼル乗用車（定員11人未満）	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
特種自動車（いわゆる「8ナンバー車」） <sup>注</sup>	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日

注）構造等が特殊なものとして環境大臣が定めるものは、別途環境大臣が定める期間の末日に当たる日を特定期日と規定。

### (3) 特例措置の内容

平成 23 年 4 月 26 日<sup>\*</sup>から同年 9 月 30 日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成 23 年 10 月 1 日に変更する（これにより、実質的に経過措置が1年（一部車種は2年）延長されることとなる。）。

※車検制度上の措置として、道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 310 号）を改正しており、当該改正の施行日。

## 報道発表資料

平成23年9月29日

**「東日本大震災に伴う自動車NO<sub>x</sub>・PM法の特例措置」に関する省令の一部改正及びパブリックコメントの結果について(お知らせ)**

東日本大震災の影響により、今後も消防自動車等の一部の特種自動車の供給に遅れが生じると予見されることを踏まえ、全国の消防活動に支障を来さないための緊急的な措置として、一部の消防自動車の窒素酸化物排出基準等を適用しない期間を延長する「東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する省令」を本日公布し、10月1日に施行します。

また、平成23年8月26日(金)から9月26日(月)までの間に実施した本件特例措置の延長に対するパブリックコメントの結果についても併せてお知らせします。

## 1. 背景・経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。)により、排出基準を満たさない自動車は対策地域内において登録できない(車検が通らない)仕組みとなっています(いわゆる車種規制)。しかしながら、規制が施行された時点で現に使用されている自動車(いわゆる使用過程車)については、車種に応じた窒素酸化物排出基準等を適用しない期間(経過措置期間)が設けられており、順次買い換え等の対応が行われてきています。

本年3月11日の東日本大震災の影響により、全国的に完成車メーカーでの車両の生産が停滞し、車両の買い換えができない状況が生じていたことから、本年5月に、東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令(平成23年環境省令第9号)を公布し、震災から本年9月末までの間に自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間が終了する車両に限定して自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間を延長する特例措置を設けました。

しかし、自動車メーカーの生産状況はほぼ回復しているものの、一部の特種自動車については、完成車メーカーからシャシ(車体)の供給を受けた後、更に数ヶ月程度の架装期間が必要であり、本年10月以降も車両の供給に遅れが生じると予見されることから、これらの特種自動車に限定して自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間を延長する特例措置の延長を行うものです。

## 2. 特例措置概要

一定の条件を満たす対象車両について、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間を、一定期間延長します。(詳細については別添1～3参照)

## (1) 対象車種

消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車等の長期の架装期間が必要な消防自動車

## (2) 対象車両

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に自動車NO<sub>x</sub>・PM法の経過措置期間が切れることにより、登録できなくなる自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域内の自動車

### (3) 特例措置の内容

自動車NOx・PM法の排出基準が適用されない経過措置期間を延長し、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に対象車両が初めて受ける継続検査等については、当該排出基準が適用されないこととする(これにより、実質的に経過措置が2年(一部車両は1年)延長されることとなる。)

### 3. 施行期日

平成23年10月1日

### 4. パブリックコメントの結果

#### (1) パブリックコメントの募集期間

平成23年8月26日(金)から9月26日(月)

#### (2) 意見の提出件数

のべ意見数 2件(意見提出者数 2団体)

#### (3) 意見の概要及び意見に対する考え方について

別添4のとおり

## 添付資料

---

- [別添1 震災特例概要\[PDF 49KB\]](#)
- [別添2 条文\[PDF 12KB\]](#)
- [別添3 新旧\[PDF 18KB\]](#)
- [別添4 パブコメ結果\[PDF 21KB\]](#)

## 連絡先

---

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

代表:03-3581-3351

直通:03-5521-8302

課長:上河原 献二(内線6520)

課長補佐:岡本 努(内線6515)

担当:有井 大介(内線6563)



## 東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の特例措置の延長について

対象車種のうち、一定の条件を満たす対象車両について、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物排出基準等を適用しない期間を一定期間延長。

### (1) 対象車種

- ・消防自動車（構造又は装置及び使用の実態が特殊なものとして環境大臣が定めるものに限る。）

対 象 車 種	特 定 期 日 <sup>※2</sup>
消防自動車のうち、高所火災、油脂火災等の特殊な災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、高所活動用のはしご、泡消火薬剤槽その他の特殊な災害に対する消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示 <sup>※1</sup> 第1項ハ）	初度登録日から起算して 20年間の末日に当たる日
消防自動車のうち、火災、震災等の災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、ポンプ装置その他の消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの。（関連告示 <sup>※1</sup> 第1項ニ）	初度登録日から起算して 15年間の末日に当たる日

※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の規則に基づく環境大臣の定める特種自動車並びに特種自動車の種別ごとの年数及び期間（平成5年環境庁告示第25号）

※2 特定期日とは、初度登録年月日を基準として車両区分毎に規定された期日であり、この期日を経過した自動車は、自動車 NOx・PM 法に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しなければ自動車検査証の有効期間が更新されません。

### (2) 対象車両

自動車の使用の本拠の位置が自動車 NOx・PM 法の対策地域内であって、自動車検査証の有効期間満了日が平成23年10月1日から平成24年3月31日までに到来し、かつ、自動車 NOx・PM 法の特定期日が当該満了日以前である自動車

### (3) 特例措置の内容

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成24年4月1日に変更する（これにより、実質的に経過措置が2年（一部車両は1年）延長されることとなる。）。